

歯 科 技 工 士 業 務 従 事 者 届

令和2年 12 月 31 日現在

フリガナ							
氏 名				性別		年齢	歳
住 所							
歯科技工士名簿登録	番 号						
	年 月 日						
業務に従事する場所	1 歯科技工所 2 病 院 3 診療所 4 歯科技工士学校又は養成所 5 事業所(会社、工場、事業場、官公署、教育研究機関等) 6 その他(1～5以外の業務従事:)						
	所 在 地						
	名 称						
	電 話 番 号						
	F A X						
備 考							

(注意)

- 1 該当する不動文字又は数字を○で囲むこと。
- 2 「業務に従事する場所」の欄は、2以上の場所において業務に従事している場合は、その主たるもの一つについて記載すること。
 なお、記載に際しては、裏面の「業務に従事する場所の区分について」も参照すること。
- 3 昭和 57 年 3 月 31 日までに免許を取得した者は、同日現在いずれの都道府県の歯科技工士名簿に登録されていたかを備考欄に明記すること。
- 4 登録年月日は免許証の裏面も確認した上で記載し、再交付又は書換え交付された年月日を記載しないように注意すること。
- 5 令和3年1月15日までに「令和2年歯科衛生士及び歯科技工士の業務従事者届の提出先一覧表」に記載の提出先に提出すること。

令和2年歯科衛生士及び歯科技工士の業務従事者届の提出先一覧表

提出先		業務に従事する場所の所在地
東地方保健所 (指導予防課) ※青森市保健所と間違わないようにご注意ください。	〒030-0113 青森市第二問屋町四丁目11-6 電話：017-739-5421 FAX：017-739-5420	青森市、東津軽郡 ※青森市保健所での受付はしていません。
弘前保健所 (指導予防課)	〒036-8356 弘前市大字下白銀町14-2 青森県弘前健康福祉庁舎2階 電話：0172-33-8521 FAX：0172-33-8524	弘前市、黒石市、平川市、 中津軽郡、南津軽郡、板柳町
八戸市保健所 (保健総務課)	〒031-8686 八戸市内丸一丁目1-1 電話：0178-43-2309 FAX：0178-43-2329	八戸市
三戸地方保健所 (指導予防課)	〒039-1101 八戸市尻内町字鴨田7 電話：0178-27-5111 FAX：0178-27-1594	三戸郡、おいらせ町
五所川原保健所 (指導予防課)	〒037-0056 五所川原市末広町14 電話：0173-34-2108 FAX：0173-34-7516	五所川原市、つがる市、 北津軽郡(板柳町を除く。)、 西津軽郡 ※板柳町は弘前保健所へ。
上十三保健所 (指導予防課)	〒034-0082 十和田市西二番町10-15 電話：0176-23-4261 FAX：0176-23-4246	十和田市、三沢市、 上北郡(おいらせ町を除く。) ※おいらせ町は三戸地方保健所へ。
むつ保健所 (指導予防課)	〒035-0073 むつ市中央一丁目3-33 青森県むつ健康福祉庁舎1階 電話：0175-31-1388 FAX：0175-31-1667	むつ市、下北郡

一般社団法人青森県歯科医師会長
一般社団法人青森県歯科技工士会長
一般社団法人青森県歯科衛生士会長 } 殿

青森県健康福祉部医療業務課長
(公印省略)

歯科衛生士及び歯科技工士の業務従事者届について (依頼)

業務に従事する歯科衛生士及び歯科技工士は、歯科衛生士法第 6 条第 3 項及び歯科技工士法第 6 条第 3 項の規定により、2 年に 1 回、12 月 31 日現在における氏名、住所その他厚生労働省令に定める事項を、翌年 1 月 15 日までに就業地の都道府県知事あてに届け出なければならないことになっています。

この度、歯科を標榜している病院及び一般診療所、歯科診療所並びに歯科技工所をはじめとする関係施設に対して、下記のとおり業務に従事する歯科衛生士及び歯科技工士の業務従事者届を取りまとめ提出するよう依頼することとしていますのでお知らせします。

つきましては、貴会会員に対して届出が必要であることを周知していただくようお願いいたします。

記

1 届出義務者

歯科衛生士又は歯科技工士の資格を有し、令和 2 年 12 月 31 日現在当該免許に係る業務に従事している者

2 届出期限

令和 3 年 1 月 15 日 (金) 必着

3 提出先

別添提出先一覧表に記載の保健所宛てに郵送等により提出してください。

※ 業務に従事する歯科衛生士又は歯科技工士が配置されていない場合は、お手数ですが、FAX 等でその旨を届出先の保健所までお知らせ願います。

4 届出様式

① 歯科衛生士業務従事者届様式 (歯科技工所は対象外)

② 歯科技工士業務従事者届様式

※ 業務従事者届様式が不足する場合は、コピー等で複写するか、青森県庁のホームページ (令和 2 年 12 月 21 日 (月) 以降公表予定) から業務従事者届を検索のうえダウンロードしてくださるようお願いいたします。

担当：青森県健康福祉部医療業務課
医務指導グループ 主査 小笠原 典
TEL: 017-734-9291 FAX: 017-734-8089
E-mail: tsukasa_ogasawara1@pref.aomori.lg.jp

令和2年歯科衛生士及び歯科技工士の業務従事者届のQ&A

業務従事者届様式と併せてご参照ください。

Q：歯科衛生士及び歯科技工士（以下「歯科衛生士等」とする。）の業務従事者届は必ず提出しなければならないのですか。

A：歯科衛生士法第6条第3項で「業務に従事する歯科衛生士は、厚生労働省令で定める2年毎の年の12月31日現在における氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項を、当該年の翌年1月15日までに、その就業地の都道府県知事に届け出なければならない。」とあり、この規定に違反した者は30万円以下の罰金に処する（歯科衛生士法第20条）と、歯科技工士法第6条第3項で「業務に従事する歯科技工士は、厚生労働省令で定める2年毎の年の12月31日現在における氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項を、当該年の翌年1月15日までに、その就業地の都道府県知事に届け出なければならない。」とあり、この規定に違反した者は30万円以下の罰金に処する（歯科技工士法第32条）と明記されています。必ず本人が記載して提出してください。

Q：業務従事者届の対象者を教えてください。

A：対象者は、免許を取得し、歯科衛生士等の業務に従事している方です。歯科衛生士等の業務に従事していない方は届出の必要はありません。
また、12月31日現在、産前産後休暇、育児休業、介護休業等で休職している方、長期研修中でも雇用関係がある方は、対象者となります。

Q：免許を取得していますが、12月31日現在、職に就いていません。届出は必要ですか。

A：職に就いていない場合、届出の必要はありません。

Q：免許を取得していますが、現在は関係ない業務に就いています。届出は必要ですか。

A：免許を必要とする業務に就いていない場合、届出の必要はありません。

Q：籍に登録している氏名は旧字体（例：瀧澤）ですが、通常は新字体（例：滝沢）を使用しています。業務従事者届を新字体（例：滝沢）で記入してよいですか。

A：籍に登録されている氏名を旧字体（例：瀧澤）で正確に記入してください。

Q：住民票の住所と現住所が異なるのですが、どちらを書けばいいですか？

A：現住所を記入してください。住民票と違っていても構いません。

Q：免許証を紛失しました。登録番号や登録年月日の問合せ先を教えてください。

A：県庁や厚生労働省等では、歯科衛生士等の免許の登録番号、登録年月日の問合せには応じていません。免許証を紛失した場合は、免許証の再交付申請を行ってください。
なお、歯科技工士及び歯科衛生士の免許等の手続きは、（一財）歯科医療振興財団（03-3262-3381）が申請先となります。

Q：免許証を紛失しました。登録番号等を空欄で提出してよろしいですか。

A：免許所持者は、求められたらいつでも免許証を提示できるようにしておきましょう。
免許証を紛失した場合には、（一財）歯科医療振興財団（03-3262-3381）で免許証の再交付申請を行ってください。